

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第27号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年静岡県条例第44号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後					
<p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第2条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域で、公安委員会規則で定める地域を除く地域</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)</p> <p>第6条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。</p>				<p>(風俗営業の許可に係る営業制限地域)</p> <p>第2条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。</p> <p>(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>で、公安委員会規則で定める地域を除く地域</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(風俗営業の騒音及び振動の規制数値)</p> <p>第6条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる数値とする。</p>					
地域		数値		地域		数値			
		昼間	夜間	深夜			昼間	夜間	深夜
(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域（第2条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域を除く。）		(略)		(1) 都市計画法第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び <u>田園住居地域</u> （第2条第1項第1号の公安委員会規則で定める地域		(略)			

	(略)	を除く。)	(略)
2	(略)	2	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（平成30年4月1日）から施行する。